

告示

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第二百三十七号）第六条第一項の規定により、漁港を次のとおり指定するので、同条第十項の規定により告示する。

青森県告示第一百十一号

目次

青森県報

号外第十六号

青森県告示第二百十一号
漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第二百三十七号）第六条第
一項第一項第一款の規定により告示する。

平成二十五年三月十八日

域内	水 域	陸 域
コ点	次のア点からコ点までを順次結んだ線及び コ点とア点とを結んだ線により囲まれた 区域内の海面及び蟹田川河川水面	
ケ点	北緯四一度三分一六秒〇七二五	
キ点	東緯一四〇度三八分三二秒七二八八	
カ点	北緯四一度三分一八秒八三一六	
オ点	東緯一四〇度三九分一四秒七七二二	
工点	北緯四一度二分二七秒四九九四	
ウ点	東緯一四〇度三八分三八秒四七〇八	
イ点	北緯四一度二分四一秒九九八八	
コ点	東緯一四〇度三八分三五秒〇七三六	
東北緯	北緯四一度二分四六秒二〇一九	
東北緯	東緯一四〇度三八分三六秒七六二五	
東北緯	北緯四一度二分五四秒八九〇一	
東北緯	東緯一四〇度三八分三七秒八二五	
一四一度	北緯四一度二分四一秒九九八八	
一四一度	東緯一四〇度三八分三五秒〇七三六	
〇度	北緯四一度三分四秒四三〇九	
度	東緯一四〇度三八分三五秒七九八二	
三分	北緯四一度三分四秒四三〇九	
八分	東緯一四〇度三八分三五秒七九八二	
九秒	北緯四一度三分四秒四三〇九	
二四	東緯一四〇度三八分三五秒七九八二	
四秒	北緯四一度三分四秒四三〇九	
二四	東緯一四〇度三八分三五秒七九八二	
一八	北緯四一度三分四秒四三〇九	

青森県知事
三 村 申 吾

四 区域	三 所在 地	二 種類	一 名称	漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第二百三十七号）第六条第一項の規定により、漁港を次のとおり指定するので、同条第十項の規定により告示する。	青森県告示二百三十二号	平成二十五年三月十八日	四 区域	三 所在 地	二 種類	一 名称
区域	所在地	種類	名称	後潟漁港	蓬田漁港	東津軽郡蓬田村	蓬田漁港	東津軽郡蓬田村	第二種漁港	蓬田漁港
区域	所在地	種類	名称	第二種漁港	青森市	青森市	区域	所在地	種類	名称
区域	所在地	種類	名称	第二種漁港	青森市	青森市	区域	所在地	種類	名称
区域	所在地	種類	名称	第二種漁港	青森市	青森市	区域	所在地	種類	名称

四 区 域	一 二 三 所 在 地	稻 生 漁 港
五 名 称	稻 生 漁 港	青 森 縣 告 示 第 二 百 六 六 號
六 種 類	第二種漁港	漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第二百三十七号）第六条第一項の規定により、次 港を次のとおり指定するので、同条第十項の規定により告示する。
七 平 成 年 月 日	平成二十五年三月十八日	
八 申 出 事 項	青 森 縣 知 事 三 村 申 吾	

		(稻生地区) 次のア点から力点までを順次結んだ線及び 力点とア点とを結んだ線により囲まれた区 域内の海面
ア点	北緯四〇度五八分三七秒〇三七六	水 域
イ点	東経一四〇度五一分七秒七七二二	
ウ点	北緯四〇度五九分二秒九二二	
イ点	東経一四〇度五一一分四秒一九一九	
ウ点	東緯四〇度五九分三秒九四四九	
工点	北緯四〇度五八分二一秒一四五二九	
オ点	東経一四〇度五八分二三秒〇八四六	
力点	北緯四〇度五八分四三秒六四四一	
オ点	東経一四〇度五八分二六秒八〇二四	
才点	北緯四〇度五八分三五秒六七七七	
力点	東経一四〇度五一一分二二秒三三四八	
ア点	北緯四〇度五七分三一秒〇五五〇 (浦田地区)	
イ点	東経一四〇度五一一分四七秒三一八二	
ウ点	北緯四〇度五七分三〇秒四四七九二	
才点	東経一四〇度五七分一秒九四三四	
ア点	北緯四〇度五七分四八秒三八〇二 (浦田地区)	
イ点	東経一四〇度五七分二七秒一〇六二	
ウ点	北緯四〇度五七分四九秒三六一七六二	
才点	東経一四〇度五七分三七秒一九六一 一九七八五〇八〇八	
	水域の欄に規定する線及び水際線 により囲まれた区域内の地域	(稻生地区) 水域の欄に規定する線及び水際線 により囲まれた区域内の地域
青森県告示第一百十七号		
漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第二百三十七号）第六条第二項の規定により、 港を次のとおり指定するので 同条第十項の規定により告示する。		
平成二十五年三月十八日		
青森県知事 三 村 申 吾		
名称 東田沢漁港		
種類 第二種漁港		
二 一		

四 区 域	水 域	次のア点からサ点までを順次結んだ線及び サ点とア点とを結んだ線により囲まれた区 域内の海面及び長沢川河川水面
ア 点	北緯四〇度五九分五一秒〇二五〇	ア点
イ 点	東經一四〇度五四分五〇秒九五九四	イ点
ウ 点	北緯四〇度五九分五五秒八四七九	ウ点
エ 点	東經一四〇度五五分六秒〇六三三	エ点
オ 点	北緯四〇度五九分四〇秒二五八八	オ点
カ 点	東經一四〇度五五分二五秒四六六五	カ点
キ 点	北緯四〇度五九分三三秒六四三六	キ点
才 点	東經一四〇度五五分一五秒七二五五	才点
ク 点	北緯四〇度五九分三七秒三七四一	ク点
ケ 点	東經一四〇度五九分三五秒六四三六	ケ点
コ 点	北緯四〇度五九分三五秒六四三六	コ点
サ 点	東經一四〇度五九分三五秒六四三六	サ点
青森県告示第二百十八号		水域の欄に規定する線及び水際線 により囲まれた区域内の地域
漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第二百三十七号）第六条第一項の規定により、 港を次のとおり指定するので、同条第十項の規定により告示する。		陸 域
平成二十五年三月十八日		域
青森県知事　三　村　申　吾		
一 名 称　清水川漁港		
二 種 類　第二種漁港		
三 所 在 地　東津軽郡平内町		

青森県知事
三 村 申 吾

平成二十五年三月十八日

港を次のとおり指定するので、同条第十項の規定により告示する。

青森県告示第一百十九号

青森県知事
三
村
申
吾

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第二百三十七号）第六条第一項の規定により、漁港を次のとおり指定するので、同条第十項の規定により告示する。

青森県告示第一二二十一号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第二百三十七号）第六条第一項の規定により、漁港を次のとおり指定するので、同条第十項の規定により告示する。

平成二十五年三月十八日

青森県知事
三 村 申 吾

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第二百三十七号）第六条第一項の規定により、漁港を次のとおり指定するので、同条第十項の規定により告示する。

平成二十五年三月十八日

青森県知事
三 村 申 吾

キ点	ア点	域内
キ点	北緯四〇度一七分二七秒九四三五	の海面
力点	東經一四一度三九分五五秒一一五三	
才点	北緯四〇度二七分三四秒六一〇〇	
工点	東經一四一度四〇分四秒三九七二	
ウ点	北緯四〇度一七分二〇秒一〇七四	
イ点	東經一四一度四〇分三八秒一五七六	
東經	北緯四〇度二七分一〇秒八五三八	
一四〇度	東經一四一度四〇分三四秒一三六五	
一四一度	緯四〇度一七分一〇秒五一四五	
四〇分六秒	東經一四一度四〇分一〇秒七六七二	
一七八六八	北緯四〇度二七分二一秒六七五三	
東北緯一四〇度四〇分七秒六五四〇	東經一四一度四〇分三七秒六五四〇	
東北緯一四〇度四〇分七秒六五四〇	北緯四〇度二七分二一秒六七五三	

により囲まれた区域内の地域

(発行所 青森市長・島 一行人) 森目一 番一 県号
(印刷所 青森市東二 奥間販売人) 印町刷三丁 株式会社七 号

定価小口一枚二付十五円一
錢

毎週月・水・金曜日発行